

公共下水道及び浄化槽についてのお知らせ

下水道を使用できる区域内にある建物の所有者または使用者は、汚水を下水道に流すための排水設備を下水道の供用開始から1年以内に設置し、トイレを3年以内に水洗トイレにすることが義務づけられています。

下水道を使用できる区域内でまだ接続されていない方は、下水道の必要性をご理解いただき、速やかに接続工事をしていただきますようご協力をお願いします。下水道を使用できる区域については、役場下水道係までお問い合わせください。

下水道設置にかかる費用について

●受益者負担金

下水道の施設は、道路や公園のような一般の公共施設と違って、利用できる地域の方(受益者)が限られています。このため、下水道の建設費を税金だけでまかなうことにすると、下水道の恩恵が受けられない方々まで負担をかけることとなりますので、下水道の建設費の一部を受益者の方々に負担していただくものです。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

★負担金額

〔公共下水道区域・・・・・・・・都市計画区域〕

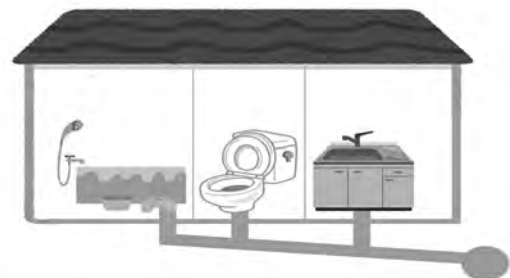
300円/㎡×敷地面積(㎡) 最高額50,000円

〔特定環境保全公共下水道・・・・・・・・その他の区域〕

1戸当たり 50,000円

★支払い方法

下水道使用開始時に1だけお支払いいただきます。



下水道を使用することにより、生活環境や海・川の水質を改善することができます。

◆下水道区域外にお住まいの方が浄化槽を設置する場合は、補助金を交付しています。



浄化槽は、効率的に生活排水を処理することができ、私たちの水環境を保全する大切な役割を担っています。

町では、下水道が整備されていない地域で浄化槽を設置される方に補助金を交付しています。快適で衛生的な生活環境の保持のため、補助金の活用により浄化槽の設置をご検討されますようお知らせします。



補助金の額

浄化槽の本体設置工事費の50%の額(1万円未満切り捨て)を補助しています。人槽別の限度額は右表のとおりです。

※既存の排水設備およびトイレを水洗化される方(新築を除く)には、改造する工事費に対する一部補助金もあります。詳細については、下記担当までお問い合わせください。

補助基準表

人槽区分	補助金限度額	備考 (人槽の算定)
5人槽	550,000円	延べ床面積が130㎡以下
7人槽	670,000円	延べ床面積が130㎡超
10人槽	920,000円	2世帯住宅

申込・問い合わせ先 役場 上下水道課 下水道係 (内線 241)